

スポーツ大会奨励記念品交付要綱に関する確認事項

- 1 県大会で優勝した個人及び団体は、優秀選手賞及び優秀団体賞
(賞状) (選考基準内規第2条第1項第2号のア)
- 2 県予選大会を経て上位大会(関東大会、全国大会)に出場し、選考基準内規第2条第1項第2号のイに該当する成績を収めた個人及び団体には奨励記念品を交付する。
(県予選会経由を勘案する。)
(奨励記念品) (選考基準内規第3条及び奨励記念品交付規程第2条、第5条及び第6条)

《奨励記念品交付選考の条件》

- (1) 県予選会経由の有無により扱いを異にする。
 - ① 個人
 - ・ 経由している場合 : 4位以内を対象とする。
 - ・ 経由していない場合 : 3位以内を対象とする。(但し、大会規模を考慮する。)
 - ② 団体
 - ・ 経由している場合 : 3位以内を対象とする。
 - ・ 経由していない場合 : 3位以内を対象とする。(但し、大会規模を考慮する。)
- (2) 団体及び個人に対する奨励記念品交付の扱い
 - ① 普通の団体戦(例 野球、サッカー、バレーボールなど)でその成績が交付条件に該当する場合は、団体の奨励記念品交付対象となる。
 - ② 団体戦を行なう競技の中で
 - ・ 団体戦と個人戦を別々に行なう場合(例 剣道など)
交付条件に該当すれば両者のそれぞれが奨励記念品交付の対象となる。
 - ・ 個人戦の成績を集積して団体賞が決まる場合(例 水泳 ウェイトリフティングなど)
個人戦の成績だけを奨励記念品交付の対象となる。
 - ③ リレーやダブルス競技の場合
交付条件に該当する成績を収めたときは、出場選手それぞれの個人成績とする。
- (3) 本市出身者で市外の関係諸学校や関係諸団体に在学又は在職する者
 - ① 個人として交付条件に適合する成績を収めた場合に限って奨励記念品を交付するが、所属する団体の成績が良くてもその団体の一員である場合の個人は対象外とする。但し、この場合において全国を掌握する団体(高野連など)から表彰された個人については優秀選手賞扱いとする。